

評議員の役割について

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の評議員の職務は、以下の通りである。

評議員は、評議員会を組織し、理事会に対し、この法人の業務執行、事業計画書及び収支予算書等について参考意見を述べる事が出来る。
(日ユ協連定款第7章第45条)

具体的には、下記のような事項が規定されている。

- ・評議員候補者は、ユネスコ活動に深い関心を持ち、その重要性を十分認識し、かつ、評議員としてふさわしい見識を有するものとする。(評議員選任に関する規定第1章第2条)
- ・評議員の候補者は原則として評議員会へ毎回出席が可能であることとする。(同上)
- ・評議員はブロック代表理事と共に、民間ユネスコ運動の発展に全面的に寄与するものである。

(第486回理事会にて決議)

評議員の定数は、150名以内と規定され、下記のような構成となっている。

構成団体会員	100名以内	(うち青年代表 9名以内)
賛助団体会員	5名以内	
個人会員	30名以内	
維持会員	15名以内	

青年代表の評議員については、全国的青年連絡組織が各ブロック（北海道・東北・関東・中部東・中部西・近畿・中国・四国・九州）より1名の評議員候補を選出し、2015年6月20日（土）に行われる日ユ協連の総会に提出する。総会の決議により、評議員が選出される。また、青年評議員9名の中から2名の理事を選出する。

青年代表の評議員については、評議員会（年2回以上の開催）の出席に際して交通費が支給される。また、所属ブロック内の各ユネスコ協会活動情報等の収集、発信作業が求められている。収集した情報を基に、所属ブロックの代表として諸会議に出席する職務が発生する。

※参考：2013～2014年度の評議員は、評議員会の他に下記のような諸会議に出席した。

- ・総会と併せて開催された「青年評議員研修会」
- ・評議員会の後に開催された「理事・評議員情報交換会」
- ・評議員会の翌日に開催される「青年情報交換会」
- ・各委員会の委員に任命され、委員として年数回の会議に出席（一部の青年評議員のみ）
- ・ブロック研究会等の会合に出席（一部の青年評議員のみ）

また、2015年度の評議員会及び関連する事業は、裏面のスケジュールで開催される予定である。

2015年度の評議員会及び関連する事業のスケジュール

【2015年】

6月20日（土）14:30～16:30 総会

6月21日（日）10:00～16:00 青年委員会、青年情報交換会等

9月12日（土）15:00～17:30 理事会／18:00～19:30 理事懇談会

11月7日（土）12:30～15:00 理事会／15:15～17:15 評議員会／17:15～18:15 理事・評議員情報交換会

11月8日（日）10:00～16:00 青年委員会、青年情報交換会等

【2016年】

1月16日（土）12:30～14:30 理事会／14:45～16:45 評議員会

／16:45～17:45 理事・評議員情報交換会／18:00～19:30 新年懇談会

1月17日（日）10:00～16:00 青年委員会、青年情報交換会等

3月12日（土）15:00～17:30 理事会／18:00～19:30 理事懇談会